

消費者トラブル



第6回

注意報

【トラブルQ & A】 ～注文した覚えがない商品が、突然送られてきた！～

■相談します

心当たりのない業者から、自宅に書籍が送られてきました。包みを開けてみると、国家資格に関する本が一冊とその代金として8,000円を支払うよう振込用紙が入っていました。注文した覚えがなく、購入する意思もないのですが、どうしたらよいのでしょうか？

■お答えします

注文した覚えがなく、何かに応募した覚えもないのに、突然商品が送られてきて代金を請求される商法があります。これを、「ネガティブオプション」または「送りつけ商法」といいます。

頼んでもいい商品を送りつける行為は、「買って欲しい」という業者からの一方的な申し込みです。「商品を返送しなければ、契約は成立します」などという文書が同封されていても、「買う」という意思表示をしない限り契約は成立しないので、代金を支払う必要はありません、返送する義務もありません。

うっかり代金を支払ってしまうと、「買う」という意思表示をしたことになりますので、注意が必要です。

特定商取引法では、商品が送られてきた日から14日間経過後（商品の引き取りを事業者に請求した場合は、その日から7日間経過後）事業者が商品を引き取らざる、消費者が購入の意思を示さなかったときには商品を自由に処分できるとしています。事例のように、一方的に送ってきた商品は、14日間保管すれば自由に処分できます。ただし、保管期間中に使用してしまうと、購入を承諾したことになるので注意してください。

この事例のほかにも、代金引換で商品が送られてきて、家族がその場で代金を支払ってしまったというケースがあります。いったんお金を払ってしまうと、取引成立と見なされてしまうので、本人が本当に注文したかどうか確かめてから受け取るようにしましょう。

問い合わせ 消費生活センター（☎2928-1233・FAX2923-8711）

所沢市消費生活センター相談窓口

相談日 月～金曜日（祝休日を除く）
相談時間 午前10時～11時30分、午後1時～3時30分
ところ 旧市庁舎2階（宮本町1-1-2）
相談専用電話 ☎04-2926-0999

市役所の職員を装い、高額療養費の還付がある等と称し、勤務先や連絡先、口座番号等の個人情報を聞き出したり、ATM（現金自動預け払い機）を操作したりして現金を搾取するという事件が発生しています。市役所職員が給付、還付手続きのため、銀行等のATMへ案内をして、電話により操作を指示することはあります。

相手が示した▼0120から始ま

保険給付に関する不審な電話に注意を！

問い合わせ 水道部給水課（☎2929-2111-1094）
21-11082・FAX29221-1094

▼株立石（川口市上青木4-16-38／☎048-261-1201）
▼株宮下工業（さいたま市西区西遊馬455-5／☎048-625-5966）
（6）

指定給水装置工事事業者の指定

るフリーダイヤル▼03などから始まる市外局番の電話番号等へ電話を掛けないように、注意してください。

問い合わせ 国保年金課（☎2929-0810-61）
8-9131・FAX2929-0810-61

98-9162)へ電話 ■若年労働者キャリア形成支援・相談事業（ヤングキャリア・ナビゲーション）

自分の仕事、将来について考えてみませんか。秘密は厳守します。

設備も老朽化しています。
安全で安心な火葬炉の稼動を確保するため、火葬炉設備の増設改修工事を実施します。

工事期間中は、やむをえず騒音や振動等が発生する場合や一部業務を休止することがありますが、最善の注意を払い工事を進めます。

問い合わせ 水葬炉設備工事（2基増設、既存炉の基更新）等
9087・FAX2929-05-3190

（98-9162)へ電話またはFAX

問い合わせ 商工労政課
（☎2929-08-9155・FAX2929-0900）

A X

問い合わせ 市斎場火葬炉増設改修工事
（☎2929-43-2110・FAX2929-43-4446）

（午後5時）～電話

（午後5時）～電話